

東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月1日

東部知多衛生組合管理者 岡村 秀人

東部知多衛生組合条例第4号

東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年東部知多衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものと</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
する。	

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。